

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第136回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年7月31日（月）10時00分～10時48分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、山下 東子（部会長代理）、相田 仁、
西村 暢史、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、矢入 郁子
(以上8名)

（2）総務省

今川総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
渋谷総合通信基盤局総務課長、
井上料金サービス課長、竹内料金サービス課課長補佐、
古田料金サービス課課長補佐、
大塚安全・信頼性対策課長、竹渕安全・信頼性対策課課長補佐

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3166号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（将来原価方式に基づく
令和5年度の接続料の改定等）について【諮問第3167号】

ウ 電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者
の指定について【諮問第3169号】

開 会

○三友部会長 皆さま、おはようございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第136回を開催いたします。本日もウェブ会議を開催しており、委員9名中8名が出席されておりますので、定数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、御発言の際はマイク及びカメラをオンにいただき、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項3件でございます。

議 題

答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について

【諮問第3166号】

○三友部会長 初めに諮問第3166号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」、審議いたします。本件は、本年5月26日金曜日開催の当部会において、総務大臣からの諮問を受けて審議を行い、5月27日土曜日から6月26日月曜日までの間、総務省において意見招請を実施いたしました。

それでは、内容につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○竹渕安全・信頼性対策課課長補佐 総務省安全・信頼性対策課の竹渕と申します。

私から資料136-1に基づいて説明させていただきたく存じます。

まず、本件について簡単に概要を説明させていただきます。資料15ページ目を御覧いただきますと、1年前のKDDIの大規模な通信事故と、その後も立て続けに大規模な通信事故が発生したことが分かります。これを踏まえまして、こちらの資料16ページ目にありますとおり、電気通信事故検証会議において、事業者の構造的な問題について検証を行いまして、本年3月に報告書を取りまとめたところでございます。

こちらの方向を踏まえまして、資料17ページ目にごございます赤字の①番から⑧番について制度化するべく、資料18ページ目にごございます、諮問の対象である高負荷時の動作検証、すなわち過負荷試験の実施を義務づける技術基準の見直しと、過負荷試験について自己確認の届出の対象とするため、電気通信事業法施行規則、事業用電気通信設備規則と、その他関連する告示等の改正案を作成しまして、パブリックコメントを行ったものでございます。こちらのパブリックコメントの結果、3件の意見提出がございましたので、本日はその結果について説明させていただきたく存じます。

前後しますが、資料2ページ目を御覧いただければと存じます。意見提出者として、通信機器ベンダーでありますシスコシステムズ合同会社、また消費者団体である大阪府消費生活リーダー会、匿名の個人の合計3件を提出いただいております。

内容についてですが、資料13ページ目のとおり、シスコシステムズ社からの御意見に関しましては、改正案に賛同する内容でございまして、資料12ページ目のとおり、大阪府消費生活リーダー会からは改正案に対する意見ではないとのことで、参考として承ることとしております。また、匿名の個人1名からは、改正案全体に関して幅広く御意見を頂戴しております。提出された御意見の大半は、基本的に質問に関するもので、それらの意見に対する考え方につきましては、資料3ページ目以降に記載しております。

いただいた御意見から、規定の明確化などとして修正する箇所について本日は説明させていただきたいと思っております。なお、諮問対象であります電気通信事業法施行規則第27条の2及び事業用電気通信設備規則については、修正を与えるような御意見はございませんでした。

まず、電気通信事業法施行規則ですが、資料4ページ目の意見5番について、同規則第27条の5第1項第4号ニに1字空きが漏れておりましたので、1字分字下げを行っております。省令案の該当箇所は資料25ページ目のとおりとなっております。

また、資料6ページ目を御覧いただきますと、意見12番、電気通信事業法施行規則では経過措置を設けることはしないのかとの御意見ですけれども、そちらについては経過措置を設けることを検討しておりまして、制定時には附則で経過措置を規定することを予定しております。今回の省令案などは本年9月を目標に施行する予定でありますけれども、事業者による管理規程の修正には時間を要しますので、一部については経過措置を設けて、期間として本年12月末までをおおむね想定しているところでございます。こちらは今後、関係者と相談した上で決定していきたいと思っております。

次に、資料7ページ目です。管理規程の細目を定める件の改正告示案についてですが、意見15、16、17及び19番に関する御意見を踏まえまして、4点修正を行うこととしております。修正箇所は資料の32ページ目となりまして、1点目、意見15番については、表1の一、下段の(1)、従事者が不明確との御意見を踏まえまして、「その他の従事者」の部分を「その他の事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者」に修正します。また、意見17番に関して、再委託先の扱いが不明瞭という御意見いただきましたので、「運用を委託」の記載を「運用を委託(二以上の段階にわたる委託を含む)」に修正をするのが2点目です。また3点目、意見16番から、「あつて」の記載に関する御指摘でして、本告示は新法令ですので、御指摘のとおり、「あつて」に改めさせていただきたいと思っております。最後に4点目、「係る」の記載についてですが、理解しやすい表現を用いたものですが、意見19番に対する御回答のとおり、「運用に関する作業に係る教育及び訓練」に修正することといたします。また、この修正に伴いまして、この条文を引用する情報通信ネットワーク安全信頼性基準の別表第2 第3.1(2)アの内容も修正することといたします。安信基準の該当箇所は資料の36ページ目となります。

以上、管理規程の細目を定める件では4か所を修正することといたします。

また、次に情報通信ネットワーク安全・信頼性基準についてですが、資料10ページ目を御覧いただきたいと存じます。意見30番に関して、別表2第3.1(2)セの「従事者等」の記載と、(ア)の「従事者」について差異があるのかとの御指摘ですが、当該箇所は同義であるため、「自社及び運営委託会社等を含め、工事、維持・運用等に従事する」を削除することとしております。また、告示案の改正箇所は38ページ目のとおりでございます。

次に意見34番に関しては、別表2第3.1(13)ウの記載に関する御意見ですが、こちらの部分は誤字でございましたので、御指摘のとおり、「複数の担当者で確認し」に改めたいと考えております。また、告示案の該当箇所に関しましては、資料39ページ目に示しておりますとおりでございます。

最後に意見35番、今回新たに告示する利用者の利益に及ぼす影響が大きい事業用電気通信設備に関する告示案について、この告示のみ施行日を附則ではなく、制定の部分に記しているとの御指摘がございました。こちらに関して、他の告示と同様に、資料44ページ目にお示ししておりますとおり、附則に示すこととしたいと考えております。

以上の御意見を踏まえて、諮問時から修正した箇所となりますが、規定の内容を明確化する修正であるため、修正案を再度パブリックコメントにかけるといった必要はない内容と認識しております。

総務省からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出をお願いいたします。

いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、特に御意見がございませんようですので、諮問第3166号につきましてはお手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　　ありがとうございます。

それでは、案のとおり、答申することといたします。このたびは大変細かく内容を見ていただきまして、大変感謝しております。

よろしいでしょうか。それでは、次に移りたいと思います。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等）について【諮問第3167号】

○三友部会長　　続きまして、諮問第3167号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（将来原価方式に基づく令和5年度の接続料改定等）について」、審議いたします。

本件は、本年5月26日金曜日開催の当部会におきまして、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、5月27日土曜日から6月26日月曜日までの間、意見招請を実施し、その結果を公表するとともに、6月29日木曜日から7月12日水曜日までの間、2回目の意見招請を実施いたしました。それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、接続委員会の主査でもある相田委員より、委員会での検討結果について御報告をいただきます。

それでは、相田委員、よろしくお願いいたします。

○相田接続委員会主査 接続委員会の主査を務めております相田でございます。諮問第3167号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（将来原価方式に基づく令和5年度の接続料改定等）について」、資料136-2に従いまして、接続委員会における調査検討の結果を御報告いたします。

本件の概要につきましては、資料136-2の63ページ目以降に掲載してございますが、令和5年度以降に適用する将来原価方式に基づく接続料の改定等を行うため、接続約款の変更を行うものです。本件につきましては、先ほど三友部会長から御紹介がございましたように、2回の意見募集を行いました。寄せられました意見を踏まえ、7月21日金曜日に開催した接続委員会におきまして、本変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、まず資料136-2の1ページ目にあります、報告書の記1に示しましたとおり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可につきましては、諮問のとおり認可することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨、御報告させていただきます。また、報告書の記2に示しましたとおり、総務省に対して、2点の項目について要望いたしております。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別添として、資料136-2の2ページ目以降に取りまとめております。その具体的な内容につきましては、総務省より御説明いただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

○竹内料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課の竹内と申します。資料136-2の2ページ目以降に基づきまして、今回の意見募集において提出された意見及びそれに対する考え方について、説明いたします。

ページをおめくりいただきまして、3ページ目を御覧いただければと思います。資料の見方でございますが、左側の意見と書いてある欄が1回目の意見募集で頂戴した意見でございます。中央の再意見と書いてある欄が、2回目の意見募集で、1回目の意見募集で頂戴した意見に対して頂いた再意見でございます。意見と再意見につきましては様々な御意見を頂戴いたしましたので、概要を灰色の部分に抜き書きをしております。右側が、本委員会としての考え方の部分でございます。

まず、令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等に関する御意見でございま

すが、まず、意見1を御覧ください。この意見の趣旨でございますが、主端末回線の接続料は1芯線ごとに設定されてございますので、接続事業者の皆様にとっては、収容率を高めることが重要でございます。そのため、収容率の向上を促進する施策等の関連する課題についても、今後議論すべきとの御意見を頂戴しております。

これに対して、接続委員会の考え方でございますが、御指摘いただきましたとおり、シェアドアクセス方式の加入光ファイバにおいては、主端末回線1芯線ごとに接続料が設定されてございますので、接続事業者からすれば、コストを抑制し、競争力を向上させる観点から、1本の主端末回線を共用する契約者が増加することが、事業戦略上、決定的に重要であると考えているところでございます。NTT東日本・西日本におかれましては、現在も様々な取組をしていると承知してございますので、総務省においては、その実施状況を注視し、競争阻害要因の解消の観点から、必要がある場合には追加的な対応を検討することが適当との考え方をまとめていただいております。

続きまして、9ページ目を御覧ください。意見3の2点目ですが、現在の加入光ファイバ接続料は、3年分まとめて将来原価方式で算定するやり方をしているものでございますが、そうすると前期算定期間の最終年度に認可申請される前までは、接続事業者は次期算定期間の接続料が分からないこととなりますので、予見可能性が十分でないのではないかと御指摘でございます。このため、例えば、第二種指定電気通信設備をデータ接続料のように、毎年度試算することで予見可能性が向上するのではないかと御意見を頂戴してございます。

これに対する接続委員会としての考え方3でございますが、第二種指定電気通信設備において、なぜそのような算定方式としているかと申し上げますと、それまで採用されていた実績原価方式のみでは、最終的な支払額が当年度末や翌年度末まで確定しないため、予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じていることを踏まえたものだと理解しているところでございます。一方で2つ目のポツでございますが、光ファイバは技術の進展等の環境変化においては第二種指定電気通信設備とは異なるところでございますので、その観点に留意する必要がある。いずれにせよ、次期算定期間における算定方式については様々な状況・意見を踏まえつつ、検討を深めることが適当との考え方をまとめていただいたところでございます。

続きまして、18ページ目を御覧ください。意見5についてです。光ファイバの耐用年数の見直しが今回行われましたが、その結果については評価するが、出された数字の

根拠となる試算等の部分が委員限りでの情報とされている部分がありますので、接続事業者から見ると、その妥当性を検証することができず、算定のプロセスや、その考え方について、なぜそれを採用したかといった根拠を公表してほしいとの意見でございます。それに対する再意見を御覧いただければと思いますが、NTT東日本・西日本からの再意見として、指摘をあった耐用年数の見直しに係る詳細については、財務の適正性を確保するためのノウハウで経営情報に当たるので、基本的に一般公表できるものではないが、総務省への報告のうち一般公表可能な部分については、しっかりと公表していきたいとの考えとのことです。

それに関する委員会としての考え方でございますが、第一種指定電気通信設備との接続に関する情報につきましては、予見可能性の観点からできる限り広く共有されることが重要であると考えてございますので、当審議会においても、総務省は、報告を踏まえた検証結果をできる限り一般公表することが適当との考え方を頂戴しております。

今般、総務省が非開示とした理由につきましては、NTT東日本・西日本からの再意見もありましたが、財務等に係るノウハウの一部が明らかになることによって、他の事業者との間で競争上の不利を被るおそれがあることを踏まえて、非公表とすることになったわけでございますが、それ自体は不適切ではないと考えてございます。いずれにしても、NTT東日本・西日本におかれましては、総務省に対して丁寧に説明していくことが重要とさせていただいているところでございます。

続きまして、意見8を御覧ください。ここからは報酬の算定方法に関する御意見でございます。報酬の算定方法におきましては、 β 値という数値を使っているわけですが、今回、その β 値についても変更が行われました。ただ、そちらについても先ほどの光ファイバの耐用年数と同じように、明確な根拠等が接続事業者に見える形では示されていないという観点で、そこについてNTT東日本・西日本に説明するべきとの御意見や、 β 値の試算に当たって光ファイバ等のアクセスインフラは、一度設置すると約30年間継続的に利用されることを踏まえると、10年周期で更新する必要があるモバイルと比べたときには、事業リスクについては、モバイルが固定通信よりも高いことを踏まえるべきであるため、モバイル事業の接続料算定に用いられる β 値よりも低い値を採用するべきであること、また、NTT持株会社の β 値よりも低い β 値を採用するべきであること等の御意見を頂戴したところでございます。

これに対する委員会としての考え方ですが、まずNTT東日本・西日本が今次申請に

際しまして、 β 値を 0.566 に設定したものでございますが、この考え方自体は「接続料の算定等に関する研究会」の議論を踏まえたものであって、不適當ではないと考えているところでございます。また、同研究会の議論におきましては、NTT 持株会社の β 値からどのように第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについて、直ちに結論を得ることができないと整理されたと承知していますが、この点について新しい考え方が示された場合には、必要に応じて、総務省において見直しを行うことが適当との意見を整理いただきました。

続きまして、意見 9 も報酬の関係でございますが、報酬の算定に当たって、申請者の自己資本比率が影響を及ぼすところ、NTT 東日本・西日本の自己資本比率は高い数字で推移しておりますので、加入光ファイバ接続料原価に占める報酬の割合が大きいことを踏まえると、今後、例えば未利用芯線の情報が蓄積されつつあることを踏まえた具体的な検討や、電力やガスといった他の公益事業では、自己資本比率が固定されていることを踏まえた上で、同じようなことを検討するべきではないかとの御意見を頂戴したところでございます。

これに対する NTT 東日本・西日本の再意見 9 については、1 点目から御覧いただければと思いますが、確かに報酬率の構成比は上がっているところ、その背景は、コストの効率化や償却方法の変更、あるいは経済的耐用年数の見直しといった設備管理運営費の低減が主であるので、その点を考慮すべきだとの再意見でございます。加えて、報酬は、設備の運営維持や役務・機能の安定的提供のための資本コストでございますので、それも踏まえた上で対応すべきであるとの再意見です。

これに対する委員会としての考え方でございますが、御意見のとおり、報酬額の動向は確かに加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えますので、総務省においては、今後も報酬率については注視し、資本調達の実態を的確に反映する観点も含め、必要があれば算定方法について見直しを検討することが適当との考え方を整理いただいております。

加えて、意見で頂戴している個別の論点についてです。

未使用芯線の扱いにつきましては、様々なサンプル調査を行った結果、NTT 東日本・西日本の投資の合理性に問題があると言える事例はなかったと承知いただいております。サンプル数については、さらなるサンプル数の増加を検討するなどの実態把握の強化に向けた取組についても、NTT 東日本・西日本において検討することが適当であり、関係事業者から、ほかの考え方に基づく検証方法の提案があった場合には、総務

省において、必要に応じて検討することが適当と整理いただいております。

自己資本比率の固定については、他の制度における料金算定の在り方を踏まえて、適正な利潤の算定方法としてより適切なものがないかについては、必要に応じて、総務省において検討を行うことが重要と整理いただいております。

続きまして、意見10です。御意見の趣旨でございますけれども、さらなる費用の効率化・削減努力を実施していただきたいとの意見でございます。これに対するNTT東日本・西日本の再意見でございますが、当然の経営努力として効率化にしっかり取り組んでいく。その取組の効果につきましては、総務省に対してしっかり説明していくとの再意見を頂戴してございます。

これに対する委員会としての考え方です。様々な意見を頂戴してございますとおり、今次算定期間におきましても、費用・投資の効率化によって、加入光ファイバ接続料原価を削減することへの要請は引き続き高いと考えてございます。したがって、総務省から、令和5年度から7年度までの加入光ファイバに係る費用や投資の効率化の実施内容及びその効果について、それぞれの会計実績を取りまとめる年度において、総務省に対して報告することを要請することが適当と整理いただいているところでございます。

続きまして、47ページ目を御覧いただければと思います。ここからはNGNの県間通信用設備に係る接続料の設定についての意見でございます。まず、意見14です。関連する事業者としてIPE協議会から、将来原価方式の採用に賛同し、また、今後の制度変更におかれましては、事業者の予見性確保のために、様々な対応をしてほしいとの御意見を頂戴しています。

続きまして、その他の事項について、53ページ目の意見19を御覧ください。今回、認可申請のタイミングが遅れまして、5月を過ぎたところでございますけれども、認可申請された時点で初めて加入光ファイバ接続料が大幅値上げとなることを認識したとの趣旨の意見でございます。やはり年度が始まってからの申請ですと、事業計画への影響が小さくないところでございますので、事業者の適切な事業運営が可能となるように、接続料の改定につきましては、前年度中に認可申請か想定料金の公表を行うべきとの意見を頂戴してございます。

これに対するNTT東日本・西日本の再意見でございますが、今回の申請が、なぜこの次期になったかについて、2点目でご説明いただいております。今次の申請につきましては、直近の需要動向の変化を踏まえた見通しを見極める必要あったこと、光ファイバ

の耐用年数について様々な調査・検討を進める必要があったことを踏まえて、年度またぐ申請となったものでございますが、今回は特段の事情があったものであるため、こういった特段の事情がない限りは、年度内の認可を想定した時期に申請を行いたいとの再意見を頂戴してございます。

これに対する委員会としての考え方でございますが、接続約款の変更につきましては、これが適用される時期までにその認可が行われることが望ましいことが一般論でございます。様々な理由で遅れることは当然あるものでございますが、特段の事情がない限りは、適切な時期に認可申請を行っていただくことが適当と整理いただいております。

最後に意見20を御覧いただければと思います。こちらの御意見は意見19番の変形形とも見えるものですが、先ほど申し上げたとおり、今回の申請は年度をまたぐ形で行われました。その結果として、事業者によっては、その年度の経営計画に大きな影響があるところがございますので、直近の令和5年度適用接続料の値上げ影響を緩和するために、令和5年度の接続料原価の一部を令和7年度に繰り延べるなどの激変緩和措置を適用し、3か年の値上げ幅を平準化するとの検討ができないかとの御意見を頂戴しております。

こちらに対しての委員会としての考え方です。接続料が上昇する場合における接続事業者の事業計画への影響については、確かに留意する必要があると考えているところでございます。ただし、今次申請におきましては、既に算定期間中の接続料水準を安定化して、接続事業者の事業の安定性を確保するために、前算定期間中の乖離額を3年間で平準化するという措置を既に講じていると理解してございます。これに加えまして、追加的な激変緩和措置を講じますと、令和5年度は確かに負担が軽減されるわけでございますけれども、その分のコストが令和7年度分に加わり、令和7年度分の負担が過重になるといった観点もございますので、慎重な議論が必要と考えているとの考え方を頂戴しております。

主な意見及びそれに対する考え方の説明は以上でございます。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたらお知らせください。いかがでしょうか。

それでは、藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員　　藤井でございます。

既に事業者からたくさんコメントをいただいているところかと思いますが、今回、申請が遅れて、かなり事業計画に影響が出たとの意見が多かったと思いますので、これについては総務省からも、次回の改定のときはしっかり提出するように言っていただくと良いのではないかと思いますので、この点よろしく願いいたします。

○三友部会長　ありがとうございます。総務省、いかがでしょうか。

○竹内料金サービス課課長補佐　ありがとうございます。御意見を頂戴いたしましたとおり、ある程度予見可能性が保たれる時期に申請されることが極めて重要でございますので、その点はしっかり担保されるように、総務省としても対応していきたいと考えております。

○藤井委員　よろしく願います。

○三友部会長　よろしく願います。

続きまして、山下委員、願います。

○山下部会長代理　ありがとうございます。私も藤井委員と趣旨は同じですが、今回は接続料の上昇があったので、たくさん意見が出て、ついでに様々な意見も出てきたと思います。接続料の料金水準のこと以外の意見を見ますと、情報開示が不十分なのではないか、また、公開時期が遅いのではないかと2点の意見が多く見られるかと思えます。NTT東日本・西日本も一生懸命計算して速やかにお出しになっているのであろうと推察されますが、不信感を持ちながらお互いにやっていくことはあまり健全な競争環境とは言えないので、ぜひそういった点についても、お互いの信頼関係が増した上で競争ができる、健全な市場になるように工夫してもらいたいと思います。

特に答申について何かを申し上げることではありませんが、意見募集の結果を見てそのように思いましたので、発言いたしました。以上です。

○三友部会長　どうも貴重な御意見、ありがとうございます。総務省からはいかがでしょうか。

○竹内料金サービス課課長補佐　御指摘いただいたとおりでございます。やはり予見可能性を持った形で、施策や、事業者間の様々な協議が進んでいくことが極めて重要でございますので、我々としても、そこはしっかりとフォローしてまいります。

○山下委員　ありがとうございます。

○三友部会長　よろしく願います。

そのほか御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

相田委員から何かございますか。

○相田接続委員会主査 特にございせんが、ただいま委員からも指摘がありましたように、今回、申請時期が遅くなった上に、かなりの値上げになった。加入光ファイバ接続料の値上げはかなり珍しいケースになるわけですが、そのような事情もあり接続事業者からもかなり様々な御意見をいただいたのかと思います。今回につきましては、「接続料の算定等に関する研究会」での議論も踏まえた上で、光ファイバの耐用年数の見直しやβ値の設定をやった上での申請ですので、やむを得ない面もあったのかと思いますが、今後はぜひ接続事業者の予見性を高める方向で対応いただきたいと思います。以上でございます。

○三友部会長 どうもありがとうございました。ぜひその方向で、今後は御検討いただければと思います。

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、諮問第3167号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。どうも相田委員、ありがとうございました。

○相田接続委員会主査 ありがとうございます。

ウ 電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について【諮問第3169号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3169号「電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について」、審議いたします。

本件は、本年5月26日金曜日開催の当部会におきまして、総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、6月1日木曜日から7月3日月曜日までの間、意見招請を実施いたしました。

それでは、内容につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○古田料金サービス課課長補佐 料金サービス課の古田でございます。本日はよろしく

お願いします。

私からは電気通信事業法第27条の3について、具体的には通信、端末の分離、過度な囲い込み等の検証を内容とする規定の適用を受ける電気通信事業者の指定について説明差し上げたいと思います。

本件は5月26日に諮問を行いまして、6月1日から7月3日の間、意見募集を行っております。意見は法人2件、個人3件から提出がございました。意見の内容とそれに対する審議会の考え方を説明差し上げたいと思います。

3ページ目を御覧ください。意見1は、NTTドコモからの御意見になります。具体的には、7月1日付でエヌ・ティ・ティレゾナントを吸収合併しましたので、そちらを対象事業者から除いてほしいとの御意見になります。審議会の考え方としましては、エヌ・ティ・ティレゾナントが吸収合併できたことを確認できたため、指定の対象から除くことが適当とさせていただいております。

同じく3ページ目、意見2を御覧ください。こちらは楽天モバイルからの意見になります。意見1に関連する御意見になりますけれども、エヌ・ティ・ティレゾナントがNTTグループに吸収合併されたものですから、電気通信市場検証会議において、きちんと動向を注視してほしいとの御意見になります。考え方としましては、今回の事業者の指定に直接関係するものではございませんが、いただいた御意見については、総務省において今後の参考とされるものとさせていただいております。

意見3を御覧ください。4ページ目になります。こちらからは個人の御意見になります。Wireless City Planning 株式会社は対象事業者ではないのかとの御質問になります。こちらは同様の全国BWAサービスを提供するUQコミュニケーションズ株式会社が指定されている関係で、Wireless City Planning 株式会社が指定とならないのかとの御質問でございます。考え方としましては、本告示とは別に対象となる役務を指定している告示がございますけれども、その役務から卸電気通信役務を除くこととされております。Wireless City Planning 株式会社については、行っている役務が全て卸電気通信役務となりますから、今回は対象とならないといった回答にさせていただいております。

5ページ目、意見4を御覧いただければと思います。KDDI Digital Life 株式会社は対象事業者に該当しないのか、プリペイド式プランは禁止とすべきではないのかとの御意見でございます。考え方でございますけれども、KDDI Digital Life 株式会社は、電気通信事業者になっておりませんので、本告示の電気通信事業法第27条の3の規定の指

定対象事業者にはならないとの回答になります。また、プリペイド式プランに関する御意見についても、本件は事業者を指定するものでございますので直接的には関係ございませんけれども、総務省において今後の参考とされるものしております。

意見5です。7ページ目を御覧いただければと思います。こちらは最後の御意見となりますけれども、個人からの御意見で、アップル社のiPhoneが寡占状態にあることを鑑みて、通信会社とアップル社の関係について徹底的に調査してほしいとの御意見でございます。回答としましては、今回は対象事業者を指定するものでございますので、直接的には関係ございませんので、総務省において今後の参考とされるものとしております。

8ページ目、こちらが諮問させていただいたものを修正した上で、修正すべき案として提示させていただいております。

具体的には9ページ目を御覧いただければと思います。諮問した際にはエヌ・ティ・ティレゾナントを対象事業者に指定する案で諮問させていただきましたけれども、パブリックコメントの意見1でございましたように、エヌ・ティ・ティレゾナントがNTTドコモに吸収合併されましたので、エヌ・ティ・ティレゾナントをこの告示から削除しまして、それ以降の第15号以降を1つ繰り上げるといった修正をさせていただいております。

11ページ目以降は、諮問の際に説明させていただいた電気通信事業法第27条の3の規定を受ける事業者の指定に関する制度の概要説明になります。

私からは以上になります。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様からの御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお知らせください。

いかがでしょうか。特に御意見はございませんか。

それでは、森委員、よろしく願いいたします。

○森委員　　ありがとうございます。具体的な意見ではないですけれども、今回、提出された意見を拝見しますと、確かに今回の指定とは関わらないのですが、お気持ちは分かると思いますか、重要な問題提起になっているところはそれなりにあるかと思っています。例えば意見2のNTTグループの再編について、その競争環境について注意して見てほしいとか、意見5のアップルの寡占状態の話とかにつきましては今回の件とは確かに関係がないことではありますが、総務省としてしっかり注視してもらいたいとい

うことは全くそのとおりですので、お答えも「総務省において今後の参考とされるものと考えます」で結構かと思いますが、今後の参考とされるものと考えますというのは、もうちょっと relevant じゃないことについても今後の参考とされるものと考えますので、本件とは違うけれども、それについてはしっかりやりますよとのメッセージを出せるようなワーディングがあればいいのか思いましたけれども、具体的なワーディングを考えつきませんので、もうちょっと考えたいと思います。いずれにしても、本件とは違いますが、それは良い指摘であることについて、何か言い回しがあっても良いかと思いました。

以上です。

○三友部会長　ただいまの御意見につきましていかがでしょうか。総務省からお願いいたします。

○古田料金サービス課課長補佐　御意見ありがとうございます。まさに森委員から御指摘いただきましたとおり、総務省においてしっかり受け止めたいと思います。今回の御意見につきましては、このパブリックコメントで足りておりますので、確かに「今後の参考」とのワーディングではございますけれども、しっかり御意見を受け止めまして、競争政策の観点から必要なことは何かと日々総務省で検討させていただきたいと思いますので、この御意見をしっかり参考にはしていきたいと考えております。

○森委員　ありがとうございました。

○三友部会長　ありがとうございます。森委員、よろしいでしょうか。

○森委員　そうですね、私も良い言い回しがないか考えてみますが、おっしゃることはそのとおりだと思います。

○三友部会長　ありがとうございます。ぜひ今後の参考としていただければと思います。そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに意見がございませんようですので、諮問第3169号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　ありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたします。

○三友部会長　以上で本日の審議は終了いたしました。この機会に何か皆様からございますか。よろしいでしょうか。

最後に、事務局からございますか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐　事務局です。次回の電気通信事業部会につきましては、別途、御連絡を差し上げますので、また皆様方、よろしくお願いいたします。

以上です。

○三友部会長　ありがとうございます。それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉　　会